

維新の会の光本圭佑でございます。

第11回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴を宜しくお願い申し上げます。また、市長はじめ理事者の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲み取り頂まして、明快でわかりやすい御答弁を宜しくお願い致します。

今回は、9点、

「教育委員会のあり方について」

「総合教育会議について」

「学校教育現場での体罰について」

「市立尼崎高等学校の体育科について」

「運動部活動の在り方に関する総合的ガイドラインについて」

「不祥事の際の広報課の役割について」

「各種税金や公共料金のキャッシュレス決済について」

「子どもに関する文書の「父・母」欄について」

「市長の政治姿勢について」

です。

それでは、早速質問に入ります。

(1. 教育委員会のあり方について)

令和に入ってから、子どもを巻き込む痛ましい事件・事故が相次ぎ、心を痛めております。

被害に遭った被害者やご遺族・ご家族に対し、謹んで哀悼の意を表します。

5月に起きました大津市での事故は、散歩中に信号待ちをしていた保育園の園児らに突っ込み幼い命が奪われました。

同様の事故は本市でも起こる可能性が十分あります。

市内の子ども達の安心・安全を守る、子育てしやすい街を作るという意気込みを示すところでもあり、市教育委員会の意識が問われると思います。

Q1.そこでお尋ねします。

大津市での事故後、市内の幼稚園や保育所の散歩コースや、小学校の通学路の危険個所の再点検を行ったのでしょうか。また、危険個所が見つかった所はどのような対策を施しているのでしょうか。教えてください。

(2. 総合教育会議について)

本市ホームページ内に総合教育会議のページがありますが、その中では議事録も公開されています。

しかしながら、1時間半ほど会議を行っていても、議事録はわずか5ページ分しかなく、要約された議事録なのか、そもそも中身が薄っぺらいのか分かりません。同じ大阪市での総合教育会議はほぼ同じ会議時間でも議事録が18ページにも及びます。

また、議事録の薄さだけではなく、公開までも遅く、配布資料なども公開されていません。

さらに、5月16日に開催された臨時総合教育会議はホームページ上にも告知はなく、告知が無いので今後議事録が公開されることもないように思えます。

Q2.そこでお尋ねします。

議事録の中身が薄いのはなぜでしょうか。また、公開の遅さや配布資料などを公開しないのはなぜでしょうか。さらに、5月16日に開催された臨時総合教育会議の告知が無かった理由と、その議事録を今後公開するお考えはあるのでしょうか。教えてください。

(3. 学校教育現場での体罰について)

体罰を根絶していく中で、まず「体罰」の定義をはっきりさせ、児童生徒や保護者や教員が同じ理解をする必要があります。

体罰とはどういう事象を指すのか、どこまでやれば体罰で、言葉だけの責めでも体罰として認定されるのかなどを共有する必要があります。

Q3.そこでお尋ねします。

「体罰」の定義を教えてください。また、その共通定義を児童生徒や保護者や教員などに今後どう理解させ浸透させていくのでしょうか。教えてください。

(4. 市立尼崎高等学校の体育科について)

6月22日から来年4月の新入学に向けた学校説明会が行われます。

まだ真相究明がされておらず、膿も出し切っていません。

さらに、再発防止策も掲げられていない中で、新入生向けの学校説明会を行うことに違和感があります。

Q4.そこでお尋ねします。

膿を出し切っていない中での市立尼崎高等学校での学校説明会開催は適切なのでしょうか。また、膿を出し切り、再発防止策を掲げてから新入生を募集するべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

(5. 運動部活動の在り方に関する総合的ガイドラインについて)

Q5.そこでお尋ねします。

スポーツ庁が平成30年3月に策定・公表したこのガイドラインは「義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし」とありますが、本市では市内中学校に対してどのように徹底させているのでしょうか。特に練習時間や休養日についてきちんと守らせることができているのでしょうか。また、このガイドラインは高等学校にも適用されると考えているのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(6. 不祥事の際の広報課の役割について)

本市ホームページの政策部広報課のページでは、広報課の業務内容が記載されています。その業務内容は、「市報あまがさきやその他広報刊行物の編集・発行、エフエムあまがさきへの番組提供、報道機関との連絡調整、都市の魅力の創造その他まちの情報の収集・提供及び発信、庁内外連携・協働型シティプロモーションの推進、ホームページ、SNSなど」と書かれています。

しかしながら、広報課の業務内容の中に、危機管理広報いわゆるクライシスマネジメントは明記されていません。

クライシスマネジメントとは、一般企業で言えば企業の存続を揺るがしかねない危機的状況が発生したとき、事業や組織そのものへの被害を最小限にとどめ、事態を収束するために行う一連の管理活動のことを指します。危機管理広報もその活動の一つです。

また、危機管理広報の役割にはもう一つ、リスクマネジメントがあります。クライシスマネジメントが「すでに発生した危機への対処」であるのに対し、リスクマネジメントは「危機を未然に防ぐための事前対応」となります。

Q6.そこでお尋ねします。

本市で危機管理広報を行うのはどこの課になるのでしょうか。政策部広報課が担うのでしょうか。また、危機管理広報の役割の一つである「危機を未然に防ぐための事前対応」であるリスクマネジメントはどこの課が担うのでしょうか。教えてください。

(7. 各種税金や公共料金のキャッシュレス決済について)

平成 29 年 3 月の予算特別委員会の総括質疑において、市税などをインターネットに接続できるパソコンや携帯電話からクレジットカード納付できるよう提案させていただきました。

その時のご答弁では、「クレジットカード納付につきましては、納税者の利便性の向上につながるものと考えておりますが、納税者に一定の手数料を負担していただくことや納期ごとに手続が必要となること、また、本市におきましてもシステム改修が必要となるほか、毎年度、本市が負担する手数料が他の納付方法と比べますと総じて割高になることなど、こういった課題がございます。一方、我々が今進めておりますのは口座振替でございまして、これにつきましては納税者の手数料負担がないこと、納税者からの手続が 1 回で完了することなど、費用面や手続面におきまして有効な納付方法であることから、現時点では、本市といたしましては口座振替を推進しているところでございます。いずれにいたしましても、クレジットカード納付の導入における費用対効果を検証するとともに、先行都市の効果等も踏まえる中で、今しばらく検討、様子を見てみたいと思います。」とありました。

あれから約 2 年経ちますが、世の中のサービスはさらに発展し、スマートフォンでリアルタイムに銀行口座から引き落としができる「PayB」、コミュニケーションアプリ「LINE」上で展開する「LINE Pay 請求書支払い」や「Apple Pay」などキャッシュレス化がさらに加速しています。

Q7.そこでお尋ねします。

平成 29 年 3 月の総括質疑から約 2 年経過しましたが、各種税金のキャッシュレス決済についての検証や検討の経緯や結果を教えてください。また、導入にあたって障壁となっているものは何でしょうか。具体的に教えてください。

(8. 子どもに関する文書の「父・母」欄について)

世田谷区が今年3月、保育所の入園申込書などの子どもに関する文書で、従来「父・母」としていた欄を全て見直す方針を明らかにしました。子育てしている同姓カップルや親以外の親族など、多様な保護者に対応した様式に改めます。また、幼稚園や小中学校の書類では「父・母」ではなく「保護者」として統一されているが、続き柄を「父・母・その他」とした書式が一部あるということで、こうした書類も可能な限り自由な記載ができるよう見直すようです。

Q8.そこでお尋ねします。

本市の保育所の入園申込書や、幼稚園や小中学校の提出する書類ではどのような状態になっているのでしょうか。また、世田谷区のように見直す方針はありますでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(一問一答 Q1-1)

子どもの命を守るという観点で言えば、まもなく本格的な夏を迎える中で熱中症対策も非常に重要になってきます。

戸田市教育委員会では夏休み期間中、翌日の最高気温が猛暑日となる 35 度以上の前日予報が出た場合、市内の小中学校での屋外活動は全面禁止とすることなどとした「熱中症予防のための小中学校の夏季休業中の活動方針」を決めています。

各学校長の判断に委ねるのではなく、市教育委員会がイニシアティブを取ってやっています。

Q1-1.そこでお尋ねします。

本市でも、市立小・中・高等学校で戸田市のように「熱中症予防のための夏季休業中の活動方針」を決め、市教育委員会がイニシアティブを取って各校に徹底させるべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

(一問一答 Q1-2)

市長・教育長がアウクスブルクに行かれていた 5 月 9 日に学校からの報告に基づき「体罰を受けた生徒に怪我はなかった」と記者発表をしたが、その後学校からの報告が虚偽で生徒に怪我があった事実が隠ぺいされていることが判明しました。

Q1-2.そこでお尋ねします。

アウクスブルクに行かれている市長・教育長にきちんと報告がされ、市長・教育長も随時適切な指示を出せていたのでしょうか。また、市長・教育長帰国後、各報道機関に対し、発表内容の訂正を行ったのが 5 月 15 日と遅きに失した感があるのはなぜでしょうか。

(一問一答 Q1-3)

今回の市立尼崎高等学校バレーボール部そして野球部の体罰問題では、市教育委員会が独自で調査を行い報告書を作成している。

Q1-3.そこでお尋ねします。

市教育委員会が独自で調査を行うのと、第三者委員会を立ち上げて調査を行うのと、その基準はどこにあるのか。なぜ今回第三者委員会を立ち上げずに、市教育委員会独自の調査報告にしたのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(一問一答 Q1-4)

今回のような問題こそ、積極的に情報公開・情報発信を行い、失った信頼を取り戻していく必要があります。

しかしながら、5月21日に報道各社にも配布された「尼崎市立尼崎高等学校男子バレーボール部における体罰事案について(報告)」をはじめ、体罰事案の報告書は報道各社や我々議員しか手にすることができず、市民の皆様が見ることができない状況になっています。

2012年12月に起こった桜宮高校での体罰事案では、大阪市のホームページで「大阪市立桜宮高等学校生徒がお亡くなりになったことに関する教育委員会の対応」というページを作り、かなり細かく情報を公開しています。

Q1-4.そこでお尋ねします。

今回の本市での体罰事案について、なぜ教育委員会のホームページや、市ホームページで報告資料なども含めて積極的に公開しないのでしょうか。今後も報道各社や議員に説明すれば事足りるという姿勢で進んでいくのでしょうか。

(一問一答 Q1-5)

今回の体罰事案について、5月22日に会派として教育長に面会を申し込んだにも関わらず多忙を理由に断られました。

その後、丸尾県議のSNSで5月24日に教育長と面会をし、体罰問題について意見交換をし、笑顔で記念撮影までしているのを確認しました。

Q1-5.そこでお尋ねします。

丸尾県議とは5月24日の時点で面会をし、体罰問題について意見交換をし、笑顔で記念撮影をするにも関わらず、市議会の会派からの面会を断るとはどのようなお考えなのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q1-6)

平成30年6月に閣議決定された、国の第3期教育振興基本計画及び尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画を踏まえ、教育の振興に資する施策を推進するための基本方針とすべく、現在、新たな尼崎市教育振興基本計画が策定中です。

Q1-6.そこでお尋ねします。

平成25年度から平成29年度までを計画期間とする、以前の尼崎市教育振興基本計画

の中には、いじめについては明記されていましたが体罰については一切明記されていませんでした。その理由をお聞かせください。また、現在策定中の新たな尼崎市教育振興基本計画には体罰についても盛り込む考えはあるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(一問一答 Q1-7)

今回の体罰事案を受け、尼崎市総合計画(後期まちづくり基本計画)の「施策 03 学校教育」の「【展開方向 2】心のケア・心の教育の充実」や「【展開方向 3】家庭・地域・学校の連携推進」や「【展開方向 4】安全な教育現場の確保」が絵に描いた餅だということが露呈しました。

Q1-7.そこでお尋ねします。

尼崎市総合計画(後期まちづくり基本計画)の信用性にも関わる事態をどのように建て直すお考えでしょうか。

(一問一答 Q2-1)

尼崎市総合教育会議設置要綱の第2条3項に、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議」と所掌事務が明記されています。

今回の市尼体罰問題はまさにこれに当たります。

また、第4条に会議は市長が招集するとあります。その第4条2項には、「教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。」とありますが、5月7日午後に市教委が市尼バレーボール部の体罰を認識してからのこの間、5月16日に臨時総合教育会議が開かれたのみです。

6月10日の第2回総合教育会議は調査報告のための会議です。

Q2-1.そこでお尋ねします。

今回ほどの大きな問題について、たった1回の臨時総合教育会議で十分と言えるのでしょうか。それとも、総合教育会議とは別の場所で市長と教育長が会議をしているのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q3-1)

平成 25 年 5 月 21 日に行われた稲村市長の車座集会。テーマは「体罰について考えよう」が開催されています。

Q3-1.そこでお尋ねします。

この車座集会で一体何が考えられ、それが本市の体罰問題にどのように寄与されたのでしょうか。

(一問一答 Q3-2)

大阪市立桜宮高校の体罰問題の後、本市の教育委員会では全国調査に先駆けて尼崎独自のアンケート調査に取り組みましたが、結果的に体罰を明るみにすることはできなかったと言えます。

Q3-2.そこでお尋ねします。

全国調査に先駆けて尼崎独自のアンケート調査で体罰を明るみにできなかった原因をどうお考えでしょうか。それとも、あの時点では体罰はなかったとお考えなのでしょう。ご見解をお聞かせください。

(一問一答 Q3-3)

6 年前に全国調査に先駆けて尼崎独自のアンケート調査に取り組んでも体罰問題を炙り出せなかったにも関わらず、今回のアンケート、また今後市内全域で行うアンケートで全容を把握し、真相究明を図ることができるのでしょうか。

Q3-3.そこでお尋ねします。

6年前のアンケートと今回のアンケートは何が違うのでしょうか。今回行うアンケートは、6年前と比べてどこを改善しているのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q3-4)

体罰の有無の調査はアンケートのみで行うのでしょうか。声なき声をどう救い上げるのかも考える必要があると思います。

Q3-4.そこでお尋ねします。

アンケートだけではなく、声なき声の救い上げ、また勇気が出ず一歩踏み出せない児童

生徒の後押しになるような方法も導入するべきだと思いますが、具体的に何か方策を考えているのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q3-5)

Q3-5.そこでお尋ねします。

市内にある私立学校での体罰の有無は、市教育委員会としては管轄外ということもあり把握できないと思いますが、それでも市内での体罰事案という観点から何かできることはないのでしょくか。教えてください。

(一問一答 Q3-6)

Q3-6.そこでお尋ねします。

今回の体罰事案を受け、再発防止策は、いつまでにどのように作られ、どのように徹底されるのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q4-1)

体罰を行った部活のコーチや顧問は部活動から外されてはいますが、通常の授業は担当したままです。これは生徒の心理状態なども考慮すれば、適切な対処と言えるのでしょうか。通常の授業では体罰を行っていないのでという理由がまかり通るのでしょうか。生徒の心理的な部分を考慮して対処すべきではないのか。

Q4-1.そこでお尋ねします。

体罰を行った先生を、通常授業では継続して担当させるという対応は適切と言えるのでしょうか。心の部分も含めて一番守らなければいけない生徒の目線で考えていると言えるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(一問一答 Q4-2)

市立尼崎高等学校の体育科に入学したものの、様々な理由で途中退学した生徒もいると思います。中には、部活動を辞めることになり、それが引き金で学校まで辞めてしまった生徒もいると思います。

Q4-2.そこでお尋ねします。

途中で退学した生徒は平成12年の創設以降何人いるのでしょうか。また、学校や市教育委員会は、そういった生徒のケアやフォローを退学前に積極的に行っているのでしょうか。

(一問一答 Q4-3)

Q4-3.そこでお尋ねします。

市内の市立高校は、市尼と琴ノ浦と双星の3つです。人事異動はこの3校の間でのみ行われているのでしょうか。そうすると、1つの学校に長期間いる教員が増え、様々な問題の温床になる可能性があるのではないかと。

(一問一答 Q4-4)

Q4-4.そこでお尋ねします。

市が市立で高等学校を持つメリットは何でしょうか。またデメリットはどう認識しているのでしょうか。大阪では市立を府立に移管しようとしています、本市ではどのような見解をお持ちでしょうか。

(一問一答 Q4-5)

Q4-5.そこでお尋ねします。

バレーボール部では部費を徴収しているということも耳にしますが、そういう実態はあるのでしょうか。また、他のクラブでも部費の徴収はあるのでしょうか。

(一問一答 Q4-6)

Q4-6.そこでお尋ねします。

部費の徴収は市教育委員会としては認めているのでしょうか。また、その徴収した部費が適正に使われているかどうかは誰がどのようにチェックをするのでしょうか。

(一問一答 Q4-7)

Q4-7.そこでお尋ねします。

バレーボール部の高校3年生の保護者からすれば、お子さんの進学にも関わるので顧問を早く現場に戻して欲しい、今回の体罰問題も大きな問題にして欲しくないという声もあるようですが、市長や市教育委員会はそのような声もある中、どれだけの覚悟を持って膿を出し切るとおっしゃっているのでしょうか。

(一問一答 Q4-8)

Q4-8.そこでお尋ねします。

硬式野球部の体罰問題について、公益財団法人日本高等学校野球連盟(高野連)に硬式野球部が報告している内容を、市教育委員会はいつ・どのように把握したのでしょうか。また、その後、高野連が市尼硬式野球部の体罰問題をどのように処理しているか、市教育委員会はどこまで把握しているのでしょうか。

(一問一答 Q4-9)

Q4-9.そこでお尋ねします。

市教育委員会への報告なしに硬式野球部が高野連に体罰問題を報告していることを、市教育委員会はどのようにとらえ、考えているのでしょうか。また、この状態でガバナンスがきいていると言えるのでしょうか。

(一問一答 Q4-10)

Q4-10.そこでお尋ねします。

硬式野球部は部内で調査し高野連に報告していますが、その調査が適正で、報告内容が適正かを誰がどうやって評価するのでしょうか。市教育委員会がイニシアティブを取るべき事案ではないのでしょうか。市教育委員会に報告する前に、高野連に報告している、また、その報告内容が適正かどうかの市教育委員会のチェックなしに高野連に報告するという状況でいいのでしょうか。

(一問一答 Q4-11)

Q4-11.そこでお尋ねします。

市教育委員会として、連盟などを持つ各クラブを把握し、その連盟との関係性を把握し、問題が起こった時の対応を整理できているのでしょうか。

(一問一答 Q4-12)

Q4-12.そこでお尋ねします。

保護者へのアンケートを見ても、20.5%にあたる185人の保護者が体罰を目撃した・聞いたことがあると答えています。しかしながら、声を発していない理由の中には、部活の顧問が子どもの大学等の進路を一手に掌握しているから保護者も子どもも体罰を容認するという空気が出来上がっていたのではないのでしょうか。こういった事態をどう解決させていくお考えなのでしょうか。

(一問一答 Q5-1)

Q5-1.そこでお尋ねします。

運動部活動の在り方に関する総合的ガイドラインを高等学校にも適用するのであれば、練習時間や休養日について齟齬が出てきます。

市立尼崎高等学校バレーボール部では、平日 3 時間・休日 6 時間の練習時間と HP で明記されており、月～日まで休養日もないように見えます。その他の運動部でもガイドラインが適用されていないように見えますが、市教育委員会はいかがお考えでしょうか。

(一問一答 Q6-1)

Q6-1.そこでお尋ねします。

政策部広報課として、今回の体罰事案は別組織の教育委員会の問題なので関係がないというお立場なのでしょうか。それとも、市の問題ととらえ、クライシスマネジメントの意識を持って対応することができていたとお考えでしょうか。また、今後クライシスマネジメントも含めた専門知識を持つ広報のプロ人材を外部登用するお考えはありますか。ご見解をお聞かせください。